

V 発達障害児（者）支援

平成17年4月1日施行された「発達障害者支援法」に基づき、こども医療福祉センター地域連携室相談支援班を発達障害者支援センター「しおさい」として位置づけ、発達障害児（者）及び家族等の支援を行っています（平成17年1月17日事業開始）。

平成28年5月の法改正により、発達障害児（者）やその家族等が身近な地域で支援が受けられるよう適切な配慮をするものと規定されたことから、地域支援体制の確立に向けて、「困難事例等への支援」や「支援機関の対応力の向上支援」などの専門的機能をさらに充実していく必要があります。

1. スタッフ

センター長（小児科医師）、副センター長（社会福祉職）

係長（社会福祉職）1名、主任主事（社会福祉職）1名、相談支援員2名、地域支援マネジャー2名（平成26年度～）

※センター長及び副センター長はこども医療福祉センター職員が兼務。

2. 支援対象者

①ASD（自閉スペクトラム症）、SLD（限局性学習症）、ADHD（注意欠如・多動症）などの特有の発達障害を有する障害児（者）及びその家族

② ①を支援する人及び関係機関

3. 業務内容及び実績

		(年度)	R3	R4	R5
1. 相談支援・発達支援 (※下記2.を除く全てのケース)	(1) 実支援人数・延支援件数	実人数	271	214	191
		延件数	503	349	481
	(2) 心理学的判定	実人数	6	3	8
	(3) 相談支援・発達支援に伴う情報共有（調整会議）	延件数	5	13	1
	(4) 相談支援・発達支援に伴う関係機関職員への助言（機関コンサルテーション）	延件数	95	74	43
(5) 相談支援・発達支援に伴う関係機関との連携	延件数	195	168	103	
2. 相談支援・就労支援 (※就労支援に重点を置いた支援が行われたケース)	(1) 実支援人数・延支援件数	実人数	60	50	52
		延件数	492	401	469
	(2) 相談支援・就労支援に伴う情報共有（調整会議）	延件数	2	3	3
	(3) 相談支援・就労支援に伴う関係機関職員への助言（機関コンサルテーション）	延件数	20	28	27
(4) 相談支援・発達支援に伴う関係機関との連携	延件数	124	62	95	

○関係機関、民間団体等への研修（令和5年度）

研 修 名	内容(演題)等
発達障害相談支援 従事者育成研修 (オンライン開催)	対象：市町職員、相談支援事業所職員、障害者就業・生活支援センター職員、保健所職員 内容：3回シリーズ ・発達障害者支援施策や取組について ・発達障害の基本的理解、行動特性への対応 ・支援の基本的な考え方 ・支援の実際と社会資源の活用、連携の仕方 ・家族の体験談 ・意見交換
発達障害相談支援 従事者育成研修 フォローアップ 研修会 (開催なし)	/
研修会等への 講師派遣(16箇所)	「発達障害の理解と対応について」 「子どもの発達特性への理解と対応」 「発達障害のある子どもの支援に関する制度やサービスについて」 「みんなにやさしい就労支援～発達障害へのアプローチから学ぶ」 他

○普及啓発研修(令和5年度)

研 修 名	内容(演題)・講師等
しおさいセミナー	講演 『大学の視点から考える！発達特性のある児者の成長段階に応じた対応と支援』 講師 Peter Bernick（長崎大学障がい学生支援室 助教） 対談者 Peter Bernick（長崎大学障がい学生支援室 助教） 当事者2名
しおさい ミニセミナー	講演 『ゲーム・SNS依存の仕組みとその対応』 講師 三谷 亨（松元リカバリークリニック 精神保健福祉士／公認心理師）